

環境問題の動向【森林環境総務課】

1 地球環境問題

近年、人類の活動範囲・規模・種類の拡大に伴い、気候変動（温暖化）、オゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化、酸性雨、生物多様性の減少、海洋汚染等が顕在化し、人類にとって脅威となりつつある。これらは、いずれも一つの国や地域単位だけで対処することは困難であり、本質的に国際的な共同の取組が必要不可欠とされ、「人類の安全保障」の観点からも早期の対応が必要となっている。

これら、環境問題が広く世界の人々に認識されるようになった大きな契機の一つとして、1972年6月5日～16日まで、スウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」（通称：ストックホルム会議）が挙げられる。

この会議においては、世界が取り組まなければならない大きな課題として

- (1) 1960年代に入り産業活動が飛躍的に拡大した結果、その活動に伴う排ガス、廃水、廃棄物が急増した。これらは最終的に、かつては無限と考えられていた大気や海洋に投棄されていたが、大気や水などの環境が受容し、浄化する能力を超えるほど多量になり、地球環境には限界があることが明らかとなったこと。
- (2) 現在、地球上では人口が急増しており、将来急増するであろう人口を支える基盤である農地も、エネルギー源としての鉱物資源も有限であって、枯渇と不足が予想される。さらに、地球全体は生態系（エコシステム）という複雑に絡み合った微妙なバランスから成り立っており、人間が限界を超えた略奪を行えば地球全体が破滅するおそれが明らかになったこと。
- (3) 地球上の70%以上もの人々が発展途上地域に住み、その日の生活にも事欠くような劣悪な状況下におかれており、これらの人々は、工業による環境の汚染ではなく、人口の急増、低い栄養、質の悪い住宅、教育施設の不足、自然災害、疫病などに悩んでいる。人間が人間らしい生活を送るために必要な環境を確保する事が環境問題に対する基本的な考え方であり、発展途上国における環境問題の多くは、低開発と貧困から生じていることが広く認識されたこと。

の3点が大きく取り上げられた。

この会議で、上記環境汚染問題、資源問題、低開発に起因する生活環境問題のほか、自然環境問題、野生生物の保護及びこれらに関する教育的側面等幅広く討議され、その結果が「人間環境宣言」109の勧告として取りまとめられた。

地球温暖化については、1980年代以降、世界の科学者の間で様々な報告がされ始めた。1988（昭和63）年には、地球温暖化問題を政府間レベルで検討する場として、IPCC（気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）が設立された。IPCCによると、このまま温暖化が進むと、100年後には、世界の気温が最大5.8度上昇し、海水の膨張などにより海面水位は9センチから88センチ上昇すると予想されている。また、温暖化の影響により、マラリア、黄熱病等の感染症患者が増加し、現存の植物種の構成が変化し、森林生態系が破壊されるなど、様々な影響が生じる可能性が指摘されている。

地球温暖化問題への対応としては、1992年6月リオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議

(地球サミット)において、「気候変動枠組条約」が採択され、1995年、第1回締約国会議(COP1)がベルリンで開催された。そして1997(平成9)年12月、京都において第3回締約国会議[通称:地球温暖化防止京都会議(COP3)]が開催され、温室効果ガス削減目標を先進国全体で、2008年(平成20)~12年(平成24)に1990(平成2)年比で5%以上を削減する「京都議定書」が採択された。また、近年は世界的規模で活動するNPO(非営利組織)が増加し、国際社会においては地球環境問題に対する様々な取り組みが行われており、問題の解決へ向けた努力が続けられている。

なお、2000(平成12)年11月に、オランダ・ハーグで開催された地球温暖化防止ハーグ会議(COP6)では、二酸化炭素の森林吸収量を削減分に繰り入れる制度や発展途上国への支援問題などで、参加した約170カ国の中で約130カ国を占める途上国間の立場の違いや、日米と欧州連合(EU)など先進国間での意見調整が長引き、すべての参加国の一致点が見いだせず、決裂した。

また、2001(平成13)年3月米国が京都議定書不支持を表明したことから議定書発効が危ぶまれるなか、同年7月ドイツのボンでCOP6パート2が開催され、再交渉の末に、森林吸収の削減分繰り入れ量や途上国支援のための基金設置等京都議定書の運用ルールが合意され(ボン合意)、2001年10~11月にモロッコ、マラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の運用ルールが合意された。

さらに、2002(平成14)年11月デリーで行われたCOP8においてマラケシュ合意で積み残された京都議定書実施のための細則につき、京都議定書に基づく報告・審査ガイドラインが策定され、クリーン開発メカニズム(CDM)の手続きについて整備されるなど、京都議定書の実施に向けての進展が認められた。

2003(平成15年)9月にはアジア太平洋地域の開発途上国における地球温暖化対策の取組の促進を図るため日本において「第13回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」が開催され、12月にはイタリアのミラノでCOP9が開催され、閣僚級円卓会合の議長総括において、京都議定書の早期発効に対する強い支持が盛り込まれた。

これら以外にも、生物多様性の喪失、熱帯林の減少、砂漠化、海洋汚染など、地球規模での環境問題が顕著になり、国際社会においても国連を中心として対応がなされてきた。

1987年、「環境と開発に関する世界委員会」報告書「我々共有の未来」において、「持続可能な開発」の考え方が明らかにされた。これは、「将来の世代ニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世界のニーズも満足させること」と説明された。我々現代世代が、環境に何らかの影響を与える行為を行う際には、将来世代のことも考えたものにする必要があるという考え方である。

その後、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された、「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」において、「アジェンダ21」(持続可能な開発を可能にするための具体的な行動計画)の採択が行われ、「生物多様性条約」に日本を含む157ヶ国が署名した。

その後2000年1月に採択された「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」が2003年9月に発効し、ECを含む63ヶ国が締結した。

また、2002年9月には、ヨハネスブルグにおいて「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催され、地球サミットから10年目に、「アジェンダ21」の見直しや新たに生じた課題等について議論し、持続可能な開発のための決意を新たに示す「ヨハネスブルグ宣言」、21世紀最初の包括的な行動指針を示す「実施計画」文書及び市民社会等との連携・協力等に基づいて行うパートナーシップ(タイプ2イニシアティブ)を採択した。

2004年10月に至ってロシアが京都議定書批准案を閣議決定し、与党が圧倒的多数を占める下院で、

早ければ2004年内の批准が確実視されている。ロシアが批准することにより議定書の発効要件は満たされることから、1997年に採択された京都議定書は2005年には発効の運びとなった。

2 日本の環境問題と環境施策

我が国の環境問題は、明治時代には既に存在し、栃木県の足尾銅山における「鉍毒事件」は、余りにも有名である。

第二次世界大戦後の高度経済成長期には、急速な工業化・都市化により、4大公害と呼ばれる水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病などをはじめ、全国各地で激甚な産業公害が発生した。

これら公害問題への対策として、昭和42年には「公害対策基本法」が制定された。また、昭和45年のいわゆる公害国会では、公害関係についての集中審議が行われ、公害関係法案の多くが成立、改正された。その後昭和46年には、環境に関する総合調整官庁として環境庁が設置され、昭和50年代以降、産業公害対策は一定の成果を挙げ、産業活動を原因とする大気汚染、水質汚濁等「典型7公害」の深刻な状況は収束した。

しかし、経済の国際化や国民生活の多様化により、環境問題も地球規模に拡大し、複雑なものとなっていった。IT革命とも呼ばれる情報化の進展は、コンピュータや通信網の発達を通じ、情報流通量を大きく拡大させるとともに、企業は生産や流通を効率化して世界貿易を拡大した結果、かつての産業公害とは態様が異なる環境問題が数多く発生している。これらは、日常生活行動や産業形態が原因となるもので、公害対策型の従来手法では解決のできない問題であって、家庭でのエネルギー需要が増加して地球全体が温暖化する問題、産業活動の拡大や大量生産、大量消費の帰結としての大量の廃棄物の発生などの、いわゆる「都市・生活型公害」の解決には、社会経済活動のあり方やライフスタイルを根源に遡って考え直す必要がある。

我が国では、平成5年11月に、環境政策を総合的に展開していくための「環境基本法」が公布、施行され、翌年12月には、「環境基本計画」が閣議決定された。この計画は、我が国初の国レベルでの包括的な環境計画であり、「持続可能な社会」の実現を目指すものである。

同計画は、平成12年12月に見直しが行われ、国民のニーズや対応に緊急性、環境政策の効果的実施の必要性等の観点を踏まえ、21世紀初頭における環境政策の重点分野を選定し、重点的に取り組むべき施策が示された。

現在の多様化した廃棄物問題は、社会経済における過大な物質の流れが引き起こす歪みの一つであり、従来のように焼却処分、最終処分に大きく依存する方法では既に社会的に行き詰まっていることは明白であり、環境負荷をできるだけ軽減するために、廃棄物の再使用、再利用による循環型社会形成に向けて、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され

社会の物質循環の確保

天然資源の消費の抑制

環境負荷の低減

を目的に、資源循環型社会の構築を目指すこととしている。

また、主要な環境保全施策としての「大規模開発事業への環境配慮」については、平成9年6月に

「環境影響評価法」が制定され、対象事業の拡大、アセスメントの方法について意見を求める仕組み（スコーピング）の導入等、従来の制度を進展させたものとなっており、平成11年6月から全面施行されている。

近年、問題となっているダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月に制定され、平成12年1月から施行されている。この法律は、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に対する対策を定めている。現在のダイオキシン類対策は、この法律により強力に推進されている。

また、平成15年2月には土壌汚染対策として、土壌汚染状況の把握、土地汚染による人の健康被害の防止に関する措置当の対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が施行された。

地球温暖化対策については、平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）以降我が国の対策について議論が進められ、平成10年10月に「地球温暖化対策推進法」が公布された。また、平成11年4月に閣議決定された「地球温暖化対策に関する基本方針」において、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が明らかにされ、地球温暖化防止への取組を促進させる体制が整備された。

その後平成13年10～11月に開催されたCOP7において、京都議定書の運用ルールが合意されたことから、議定書の目標達成に向けて、平成14年3月「地球温暖化対策推進大綱」を見直して新大綱を策定するとともに、「地球温暖化対策推進法」を改正し、温室効果ガス別に削減目標・対策・実施スケジュール等を定め、温室効果ガス削減をより一層推進していくこととなり、平成14年6月4日に「京都議定書」の批准が正式決定されたことにより74番目の批准国となった。

自然保護対策に関しては、かつての「珍しいもの、美しいものを保護する」といった考え方から、「生物多様性の保全、生態系の保護」という考え方に立脚した対策が講じられるようになった。平成7年には「生物多様性国家戦略」が決定され、国土レベルでの生態系ネットワークの確保を図るための検討等の施策が進められてきたが、平成14年3月には、種の絶滅、湿地の減少、移入問題などへの対応としての「保全強化」、保全に加えて失われた自然をより積極的に再生、修復していく自然再生の提案、里地里山や都市地域を含む国土全体の「持続可能な利用」を3つの柱とする「新・生物多様性国家戦略」が閣議決定され、実効性のある具体的な施策を展開していくこととなった。

これを踏まえ、国立公園等の自然公園においても「自然公園法」の改正が行われ平成15年4月施行された。

3 本県の環境への取組

本県は、目指すべき県土像として「環境首都」を掲げ、平成5年に制定した「山梨県環境首都憲章」に基づき、美しい自然と調和した快適な県土の実現を目指して、県民、事業者、行政が一体となって環境保全に取り組んで来た。

憲章制定後、県では「環境首都の実現」に向け、下水道や合併処理浄化槽の整備を計画的かつ効率的に推進していくための「生活排水処理施設整備構想」、ごみ資源化施設の整備を推進するための「廃棄物資源化推進構想」、日本のシンボルである富士山の環境保全施策について示した「富士山総合環

境保全対策基本方針」、みどりに包まれた快適な都市環境を創造するための「みどりの街並み計画」などの環境保全のための重要課題についてその方向性を明らかにし、総合的な施策を推進している。

平成15年2月の新知事の就任に伴い、本県が有する豊かで美しい自然環境は、県民にとってかけがえのない宝であることから、この自然環境を守り、次の世代へ引き継いで行くため「環境日本一やまなし」の確立に向けて各種施策を推進していくこととなったが、その内容については、次のとおりである。

まず、富士山の環境保全対策である。

本県は、これまでも観光客や登山者に対するゴミの持ち帰り運動やクリーン作戦、不法投棄防止パトロールなどを実施してきた。

特に富士山については、山梨県の美しい自然環境の代表であり、日本の象徴として世界的に有名な山であることから、富士山の多彩な価値を後世に伝えていくためには、多くの人のたちの環境保全活動の展開が必要であることは言うまでもない。

そこで、新たに国立公園内の特別地域等における、廃棄物の不法投棄やオフロード車による植生破壊等の防止を目的とした24時間体制の監視パトロール強化や、オフロード車による植生破壊などの被害地域への植栽を進めるほか、より効果的な保全対策を研究するための富士山周辺環境負荷調査や環境保全ガイドブックの作成等を行うこととしている。

また、平成15年度は「富士山憲章」制定5周年に当たることから、憲章の一層の周知を図るため、静岡県渡橋道で「富士山5周年記念事業」を実施し、富士山の環境保全運動が、国民的な運動として展開されるよう努めている。

次に、資源循環型社会の形成に向けた取り組みである。

資源循環型社会の実現に向けては、大量生産、大量消費、大量廃棄という、これまでの社会システムから脱却し、「廃棄物の発生抑制」を基本として、リサイクルを推進するシステムを構築することが極めて重要である。そのため、平成11年度から12年度にかけて、廃棄物の種類や性質に応じた再資源化システムについて、最新のリサイクル技術などを踏まえ、再資源化施設の種類や規模、事業主体のあり方など施設の整備方策などについて調査研究を行うとともに、平成12年7月に設置した、市町村・事業者・消費者等で構成する「山梨県ゼロ・エミッション推進協議会」において、循環型社会の実現に向けた方策や県民、事業者、行政の役割分担などについて検討していただき、平成13年2月には、同協議会からリサイクルの推進方策についての中間報告がなされたところである。

さらに、組織改正では、資源循環型社会の構築に向けた施策推進のため、平成14年4月森林環境総務課内に「再資源化システム推進室」を新設し、これを軸として本県の地理的、社会的条件にあった効率かつ安定的な廃棄物再資源化の構築を目指すと同時に、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法による資源ゴミ回収の促進、建設資材リサイクル法などによる再資源化の促進、グリーン購入など環境にやさしい実践活動の普及啓発、環境に関する学習の充実強化などに努め、地域社会が一体となって循環型社会の実現に取り組める環境作りを推進している。

ごみの減量化に向けては特定の地域、住民、事業者の活動としてでなくあらゆる県民、事業者等が自らが廃棄物問題の解決に向けた最も重要な主体であるという意識を共有し、それぞれの生活環境や事業活動に応じて、できることから実現していくことが不可欠である。このため県民一人ひとりの主体者意識と、日常生活や事業活動の中でごみ減量化を意識した行動を普通に実践できるような社会機

運を醸成し、持ってごみ減量活動の実践を促進することを目的として、県民運動を展開していく「やまなしエコライフ宣言」自ら実施する活動を宣言、登録し取組を実践するほか、「ごみダイエットアクションやまなし」を推進するとともに、リサイクル認定制度を設けて県内廃棄物を減量とする製品の利用拡大を図り、もって県内リサイクル関連事業者を育成し、県内廃棄物の資源としての有効活用を推進している。

次に、地球温暖化対策の推進についてである。

京都議定書に定めた温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、県民、事業者、行政がその役割に応じた取組を推進するため新たな、地球温暖化計画を策定するとともに、地球温暖化防止活動推進委員を委嘱するなど積極的な対策を講ずるとともに、国の地球温暖化防止森林吸収源10箇年対策に基づき、森林吸収源対策推進プランを策定し、吸収源の確保に資する適切な森林の整備、保全に努めていく。

次に環境基本条例の制定である。

これまで、山梨県の環境施策及び事業については、平成5年4月1日に制定された「山梨県環境首都憲章」に示された基本理念、目指すべき社会、県民事業者の役割に従って推進されてきた。

この憲章の趣旨をさらに発展させ条例化するに至ったものであり、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定め、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定することとした。

条例には、「人と自然が共生できるふるさと山梨」を実現する決意を明らかにした前文を設け、また、基本理念として

- ・環境の恵沢の享受と継承等
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等
- ・地球環境保全の積極的推進

を定めるとともに、環境の保全及び創造に関する基本施策として

- ・資源の循環的な利用の促進
- ・環境の保全及び創造に関する教育学習

等について規定することとし、さらに、本県の特性を踏まえ

- ・富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策
- ・森林の保全
- ・水環境の保全
- ・環境の保全に資する農業の促進

等を重点施策として位置づけることとした。

これらを重点施策として推進し、県民、事業者、行政が一体となって、豊かで美しい自然環境を守り、次の世代へ引き継いでいくため、環境日本一やまなしの確立を図っていくこととした。